

三重とこわか国体・三重とこわか大会

四日市市ボランティア募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市で開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において活動するボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び募集主体)

第2条 ボランティアの名称は、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市ボランティア（以下「ボランティア」という。）とする。

2 募集の主体は、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(活動期間)

第3条 活動の期間は、ボランティアの登録日から大会終了日までとする。

(種別、活動内容等)

第4条 ボランティアの種別、区分及び活動内容は、次の表のとおりとする。

【運営ボランティア】

区 分	主 な 活 動 内 容
駐車場・輸送交通係	・バス、タクシー乗降所での案内及び誘導 ・駐車場の案内 ・車両、歩行者の交通整理
受付案内係	・競技の案内、交通、宿舎、観光等の案内 ・遺失物、拾得物の取扱い ・緊急呼び出し、迷子等の対応
競技会場係	・入場者数の把握 ・観客等の整理、誘導
休憩所係	・ドリンクコーナーの設営、開設
弁当・環境美化係	・弁当の引き換え、回収 ・廃棄物、資源物の収集、搬出 ・競技会場の美化・清掃、プランターの管理等
その他	上記の他、競技会運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区 分	主 な 活 動 内 容
広 報 啓 発	イベント等での広報活動 ・チラシ・啓発グッズ等の配布、イメージソング・国体ダンスによる広報、広報ブースの運営補助等 ・イベントや市民運動への参加等 その他の広報活動

(募集人数)

第5条 募集人数は、1,500人程度とする。

(募集期間)

第6条 募集期間は 2019年7月1日から募集人数に達する日までとする。
(※ただし、実行委員会が必要に応じて期間を適宜変更できる。)

(募集要件)

第7条 2009年4月1日以前に生まれた者で、次のいずれかの事項に該当すること。ただし、応募時点で18歳未満にあっては保護者の同意を得るものとする。

- (1) 原則、四日市市に在住または通勤・通学している個人。
- (2) 四日市市に活動の拠点を有する団体。

(応募方法)

第8条 所定の登録申込書及び必要書類を、実行委員会事務局へ持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法により申し込むものとする。

(登録・変更・取消・抹消)

第9条 実行委員会は、募集要件を満たした応募者を、ボランティアとして登録する。

2 ボランティアの登録を受けた者及び団体(以下「登録者」という。)が登録内容を変更または取消をしようとするときは、本人または当該団体の代表者が実行委員会に申し出を行うものとする。ただし、18歳未満にあっては、保護者の同意を必要とする。

3 実行委員会は、登録者が大会のイメージを損なう行為をした場合、または、ボランティア活動に支障があると判断したときは、登録を抹消することができる。

(説明会及び研修会)

第10条 実行委員会は、ボランティアの種別及び区分に応じて、説明会及び研修会を開催する。

(報酬及び交通費)

第11条 ボランティア活動、説明会及び研修会に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

2 実行委員会は、必要があると判断したときは、弁当等を支給することができる。

(服飾)

第12条 実行委員会は、ボランティア活動に当たって、第三者との識別が必要と判断したときは、服飾及び識別物品を支給する。

(保険)

第13条 実行委員会は、ボランティア活動並びに説明会及び研修会を実施するに当たり、あらかじめ実行委員会の負担において「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 登録者の個人情報は、実行委員会が主催する大会運営のために使用し、その他の目的には使用しない。

ただし、応募時の登録申込書において、国体開会式・閉会式ボランティアに係る個人情報の提供に同意した者については、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会からの要請に応じて個人情報を提供する場合がある。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。